



Lions Clubs International  
**FOUNDATION**

ライオンズクラブ国際財団

# 防災準備交付金



## 概要

防災準備交付金は、地域当局およびその他の地域組織と連携して将来自然災害が発生した時の災害援助活動を計画し、備えを固めたいと考えている地区を支援することを意図するものです。自然災害には、地震、竜巻、モンスーン、台風、サイクロン、山火事、ハリケーン、洪水、津波、および同様の災害が含まれます。その目的は、災害に見舞われるかなり前から、ライオンズが地域社会におけるニーズと自らの役割を見極められるようにすることです。ライオンズは、地域の緊急管理当局およびその他の社会的機関との研修や連携を通して、事前に計画立案に取り組むことを奨励されます。



## 主な詳細

- 交付金は5,000ドル～15,000ドルの金額で利用できる。
- 地区は24カ月に1回の頻度で防災準備交付金を受給できる。
- 災害が発生する前に申請されなければならない。防災準備交付金は、自然災害後の救援活動には利用できない。
- 現地マッチング資金が総事業予算の25%を占めなければならない。
- 申請書は随時受け付けられる。申請を承認する権限はLCIF理事長が有する。

## 対象となる事業案

- ✓ 将来の災害に備えてライオンズおよび市民社会団体によって使用される設備(緊急対応要員への支援を含む)
- ✓ 地域の緊急対応または災害訓練プログラムへの参加
- ✓ 将来の対応に向けた主な資材や用品の備蓄
- ✓ 将来の災害発生時に配布する災害救援キットの準備
- ✓ 災害の影響を過度に受けることになる高齢者、児童、障害者などの弱者を支援する防災活動
- ✓ ライオンズが地域住民に配布する安全パンフレットその他の認識向上資料の作成

## 1. 防災準備交付金は災害の発生時に申請できますか？

いいえ。防災準備交付金の目的は、ライオンズとパートナー組織による将来の救援活動の計画と準備を支援することです。災害発生後に利用できる緊急援助交付金に替えたり、補ったりすることは意図していません。

## 2. 単一のクラブは防災準備交付金を申請できますか？

いいえ。防災準備交付金を申請できるのは地区だけです。防災準備活動には二つ以上のクラブが関与すべきです。

## 3. 申請期限はありますか？

いいえ。申請書は随時受け付けられ、検討されます。十分に時間をかけて審査できるよう、申請書は事業開始の90日前までにご提出ください。

## 4. 私の地区は、どれくらいの頻度で防災準備交付金を申請できますか？

地区が手がけられる防災準備交付金事業は24カ月ごとに1件です。交付金が1月1日に承認されたとしたら、次回の交付金は2年後の1月1日までは検討の対象になりません。

## 5. 現物寄付は、現地マッチング資金として認められますか？

交付金を申請する地区は、現地マッチング資金を現金の形で調達する必要があります。現物寄付もありがたくはありますが、現地ライオンズの調達分としては認められません。現地マッチング資金は、LCIFが資金提供を求められている事業のために、新たに集められた資金でなければなりません。

## 6. LCIFは、現地マッチング資金が集まっていることをどうやって確認しますか？

LCIFは通常、現地マッチング資金が集まっていることを確認するために、最新の銀行取引明細書の提出を求めます。パートナー組織も資金を提供している場合には、その資金援助を表明する書面があれば十分です。

## 7. 予算のサンプルはどのようなものですか？

収入				支出			
資金源	金額	状況	備考	経費項目	金額	経費に関する説明	
123ライオンズ地区	\$2,500	調達済み	銀行取引明細書添付	1	救援キット(食料、懐中電灯、衛生用品を含む)	\$15,000	2,000キット
123ライオンズ地区	\$1,500	誓約		2	啓発パンフレット	\$500	500部
地域機関	\$1,000	誓約	書面添付	3	緊急管理当局との企画会議	\$4,500	40人分の会場、カリキュラム、研修、資料
				4			
LCIF	\$15,000			5			
				6			
合計	\$20,000				合計	\$20,000	

# 交付基準

1. 事業は、数多くの人々、また理想的には地域社会全体に役立ち、LCIFによる資金援助がもたらす慈善活動のインパクトを最大限に高める可能性を持つものとなるよう、設計されなければならない。さらに、社会において最も援助が必要とされている分野に役立ち、資金の必要性が明らかな事業が優先される。
2. 交付金の対象として考慮されるのは、交付金を申請するライオンズ地区と参加クラブの財源および資金調達能力を超える事業である。単一のクラブによる事業は対象とならない。
3. 交付金の事業案は、すべてのライオンズ地区が提出できる。地区による申請書には現地区ガバナーが署名し、現地区キャビネットが決議によってそれを承認しなければならない。申請が承認された適切な地区キャビネット会議の議事録が、申請書とともに提出されなければならない。
4. 申請できる交付金額は最大15,000ドル、最小5,000ドルである。申請が承認されても、承認された事業予算に基づき、必要な現地マッチング資金が調達されるまで交付金は支給されない。
5. 申請できる交付金は事業予算の75%までである。(注:申請できる交付金額は最大15,000ドル。)
6. 地区が同時に進めることのできる防災準備交付金事業は1件のみである。複数国で構成される地区の場合には、個々の国に、手続き中の申請または進行中の事業が1件まで認められる。さらに、地区が進めることのできる防災準備交付金事業は、24カ月ごとに1件のみとする。
7. 防災準備交付金は、LCIFの他の交付金プログラムを活用することが適切な事業に対しては交付されない。LCIFの他のプログラムに関する情報は、[www.lcif.org](http://www.lcif.org)に掲載されている。また、LCIFに連絡して入手することもできる。
8. 交付金申請は随時検討を受けることができる。事前計画活動への支援を目的としているため、災害の発生に十分に先立って使用されなければならない。
9. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地マッチング資金を調達・確保しなければならない。注:LCIFは、現地マッチング資金が調達され、事業の実施に直ちに使用できるようになるまで、交付金を支給しない。
10. 交付金は、継続的な運営経費に充てたり、将来の災害時に使用する準備金を設置するために利用することはできない。
11. ライオンズは防災準備活動を積極的に実施し、参加しなければならない。交付金は他の組織にその使用に供するべく手渡されてはならない。
12. 地区は、その地区内における事業に対してのみ、防災準備交付金を申請できる。他の地区または国における防災準備ニーズを満たすために申請することはできない。
13. 交付金申請を承認する権限はLCIF理事長に存する。

1. LCIFの資金援助を求める事業は、ライオンズの事業であることが明確に認識できるとともに、現地ライオンズが継続的に関与するものでなければならない。優先される事業は、ライオンズがボランティア奉仕を提供するとともに、従来から支援してきた実績があり、事業および/または関連施設の運営に資する明確に認識可能な役割を持つものである。
2. 各交付金申請は、事業自体の利点と、LCIF理事会が定める基準とLCIFの人道的資金援助の優先事項を満たしている程度のみに基づき評価される。
3. LCIF交付金は、初期の開発（計画）段階にある事業を対象とするものである。LCIFが資金提供を求められる事業は、すでに開始されてはならない。これは、LCIFが決定を下す前に、貸借、ローン、または手付金によって部分的に確保され、あるいは取得された設備についても当てはまる。さらに、完了した事業は資金援助の対象とはならず、また交付金は借金の返済、準備金の設置、または交付金の承認に先立って生じた事業費の払い戻しに使用してはならない。払い戻しとして資金援助を申請する事業は対象から除外される。
4. LCIFに提出される申請書には、交付金事業の受益者となる単一の組織、法人、プログラム、または団体が明記されていなければならない。複数の受益組織を支援する事業を提案する申請は対象から除外される。
5. 交付金を申請するには、該当する交付金申請書に必要な事項をもれなく記入することにより、事業案を提出しなければならない。事業予算は、事業の収入源と支出項目がすべて明記され、収入額と支出額が一致していなければならない。不備のある申請書や他の形式によって提出された事業案は、検討の対象とはならない。
6. 申請者が、申請に関するLCIFからの連絡に対して120日以内に返答しなかった場合には、その申請書は取り下げられたものとみなされる。再提出が必要となる場合がある。
7. 以前に却下または取り下げられた申請書については、却下/取り下げの理由に応じて内容を修正した場合にのみ、再提出することができる。
8. 現地マッチング資金は現金のみとする。土地、労働力、資材等の現物寄付は、交付金事業案の強みとなるので、事業を説明する際に強調されるべきではあるが、LCIFの交付金に対するマッチング資金の一部として予算に含めることはできない。また、現地マッチング資金は、提案されている事業のために直ちに使用できるか、拠出が誓約されている現金でなければならない。
9. 該当する場合には、申請書をLCIF理事会または他の承認機関による検討に付する前に、交付金申請に必要な現地マッチング資金の半分以上が集まっていることが確認されるものとする。資金が集まっていることを裏付ける最新の銀行取引明細書が提出されなければならない。承認の検討に先立ち集められているべき現地マッチング資金に関して独自の具体的なガイドラインが設けられている交付金プログラムにおいては、そのガイドラインに従う。
10. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地マッチング資金を調達・確保しなければならない。注：LCIFは、現地マッチング資金が調達され、事業の実施に直ちに使用できるようになるまで、交付金を支給しない。交付金の対象として承認された事業は、妥当な期間内に実施されるものとし、交付金承認日より2年以内に完了しなければならない。期間延長は、個別の事情に応じて認められる場合がある。LCIFは、申請者と十分に協議した上で、この2年の期間内に開始されない、または十分な進捗が見られない事業に対する交付金を取り消す権限を有する。交付金を取り消された場合、適切な文書記録のない支出金はすべて、LCIFに返還されるものとする。

11. 承認された交付金は、交付金承諾書に記載された適切なライオンズ受給者(クラブ、地区、複合地区)を受取人として支払われる。交付金承認時の地区ガバナーまたは複合地区協議会議長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。クラブレベルの交付金の場合には、交付金承認時のクラブ会長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。交付金管理責任者は、LCIF交付金を事業のために使用し、使途を説明する責任を負う。事業が新会計年度に持ち越される場合には、交付金管理責任者は、その年度の地区キャビネットまたは複合地区協議会に、LCIFに提出した事業の経過報告書および最終報告書の写しを提出しなければならない。LCIFは、必要に応じて交付金管理責任者および事業委員長を交代させる権限を有する。複数国で構成される地区および地区未編成地域の交付金管理責任者と事業委員長は、個別の事情に応じて選出される。
12. ライオンズクラブの会員またはその家族は、LCIF交付金の結果として個人的または職業的な恩恵を受けたり、LCIFの援助を受ける事業から独占的な利益を受けたりしてはならない。寄付者および一般人に対するLCIFの説明責任を踏まえ、交付金受給者は、交付金支出を許可する署名権限のある交付金管理責任者、事業委員長、その他の個人が、本交付金の適用および遂行と相反する可能性のある、または相反するよう見える個人的、財政的、または職業的な利益を持つことのないよう、妥当な措置をすべて取らなければならない。利益相反がある、またはあるよう見える場合には、直ちにそのことをLCIFに開示しなければならない。
13. 受給者は、本事業においてはライオンズ・インターナショナルが、その財団であるライオンズクラブ国際財団(LCIF)による支援を通して、役割を果たしたことを認識するものとする。事業が有形物を伴う場合には、「本事業はライオンズ・インターナショナルおよびその財団であるライオンズクラブ国際財団の協力を得て実現した」といった文言が刻まれた銘板や標識を、目立つ形で取り付ける必要がある。また、あらゆる広報関連資料においても同様に、本事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与に言及しなければならない。最終報告書提出時には、事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与が明示されていることを立証するものを合わせて提出しなければならない。この交付金を理由に取材を受けた場合には、その報道記事のコピーを交付金活動の記録の一部としてLCIFに提出する必要がある。
14. 交付金受給者は、事業完了後、事業の成果およびLCIF交付金の正確な使途を詳記した綿密な報告書を提出する責任を負う(報告用紙は交付金提供時の通知に添えて送付される)。完了した事業の報告書の提出を怠った交付金受給者は、以後さらなる交付金を受け取る資格を失うことになる。
15. 交付金受給者に影響を及ぼす為替レートまたは事業経費の変動にはLCIFの制御は及ばない。LCIFは、交付金受給者に別段または追加の援助を提供する義務を負わない。
16. LCIFは、LCIF交付金が使われた可能性のあるいかなる施設または設備についても、その所有権を一切放棄するとともに、すべての責任を否認する。LCIF交付金が使われた施設または設備の譲渡または売却を希望する場合には、交付金受給者はLCIFにその旨連絡し、かかる譲渡または売却によって恩恵を受ける対象者について、LCIF職員に相談するものとする。LCIFから書面による明確な承認がない限り、LCIF交付金が使われた施設または設備はすべて、交付金承諾書原本に記載の目的および規定ならびにLCIFの方針に従い、各地域で慈善を唯一の目的として当該の施設または設備を使用し続けていく適切な慈善団体に対してのみ、譲渡または売却されなければならない。さらに、かかる施設または設備の譲渡あるいは売却によって得られた資金はすべて、各地域で慈善を唯一の目的として使用されなければならない。個人または慈善を目的としない団体に私的分配や私益をもたらすことがあってはならない。

# 交付金申請書

## 一般情報

日付: \_\_\_\_\_

事業が行われる場所: \_\_\_\_\_

LCIFに対する申請額(米ドル): \_\_\_\_\_

事業案を提出するライオンズ地区(単一、準、または複合): \_\_\_\_\_

## 事業の説明、目標および目的

1. 地域における自然災害の歴史はどのようなものですか?これまでの自然災害の頻度と深刻度をご記入ください。
2. 地区内のライオンズおよびその他の地域組織の既存の緊急計画をご説明ください。事業の対象地域におけるこれまでの救援活動にライオンズが関与したことがあれば、それについてご説明ください。
3. 防災準備を支援するライオンズの行動計画について概説してください。
  - a. 防災準備活動の対象となる地理的地域を明記してください。
  - b. 推定される受益者数は何人ですか?
  - c. 事業はどのようなスケジュールで実施されますか?
  - d. その事業は、地域社会全体の緊急・防災準備体制にどのように組み込まれますか?
  - e. 他に参加する組織があれば、背景情報を提供し、事業を支援するその役割についてご説明ください。
  - f. 特にこの事業では、ライオンズやLCIFの貢献であることがどのように表示されますか?

## 事業予算

下記のテンプレートを使って、事業全体の予想収支を含めた予算の内訳をご記入ください。

- 収入欄には、すべての資金源を個別に列記し、それぞれの拠出額を明記してください。二つ以上のクラブによる資金提供が証明される必要がありますので、ご注意ください。
- 財源ごとに状況(徴収済み、誓約、および/または見込み)を書き添えてください。集まっている資金については銀行取引明細書による裏付けが必要であり、資金提供が誓約されている場合には、個々の寄付者からの書面による裏付けが必要です。
- 申請書提出の時点で現地マッチング資金の半分以上が集まっている必要がありますので、ご注意ください。

収入				支出			
資金源	金額	状況	備考	経費項目	金額	経費に関する説明	
ライオンズ				1			
				2			
パートナー				3			
				4			
LCIF		見込み		5			
				6			
合計	\$0.00			合計	\$0.00		

## 申請書の承認

- 各交付金申請書には、キャビネットが承認したことの証明が含まれていなければなりません。申請書が承認されたキャビネット（単一または準地区）会議の議事録を1部提出してください。
- 地区ガバナーが申請書に署名しなければなりません。

## 地区ガバナーの署名

ここに、私がLCIF防災準備交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

---

地区ガバナー氏名

地区名

---

住所

---

電話番号

FAX番号

---

Eメール

---

署名

日付

## 申請書の提出

申請書は、直接LCIFグローバル交付金部に提出しなければなりません。申請書が他の課を通して提出された場合には、申請期限を過ぎてからLCIFに届き、審査プロセスが遅れる原因になりかねないことをご了承ください。2週間以内に返答が得られない場合には、ご連絡の上、申請書が受理されたかをご確認ください。

記入済みの申請書と必要な補足書類は、郵送でもEメールでも受け付けておりますが、可能であればEメールでご提出ください。1部のみ下記宛てにお送りください。郵送でご提出の場合には、信頼のおける国際宅配便（DHL、FedExなど）をご利用ください。万一郵送中に紛失事故が生じて、追跡が可能となるはずですが。

Lions Clubs International Foundation | Global Grants Division | 300 W. 22nd Street | Oak Brook, IL 60532-8842

会則地域1 (米国) – [USAGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:USAGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域2 (カナダ) – [CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域3 (中南米・カリブ海諸島) – [LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域4 (ヨーロッパ) – [EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域5 (東洋東南アジア) – [OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域6 (インド、南アジア、中東) – [ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域7 (オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア) – [ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域8 (アフリカ) – [AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org)



Lions Clubs International  
FOUNDATION

ライオンズクラブ国際財団

グローバル交付金部

300 W 22nd Street, Oak Brook, IL 60523

[LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org) | [lcfi.org](http://lcfi.org)

LCIF148\_JA 9/24

ライオンズクラブ国際協会とLCIFは機会均等提供団体です。